③申請者又は申請者の子法人等と出資関係のある者（①及び②に該当する者を除き、内国法人に限る。）						
計						

(2)　上記の投下する資本金の使途としての工場・建物・設備への投資予定の有無
□有　□無

4　統括事業に係る雇用計画（該当する法人のみ）

(1)　統括事業に常時使用する従業員の数（見込み）

	初年度（　年　月期）	2年目（　年　月期）	3年目（　年　月期）	4年目（　年　月期）	5年目（　年　月期）
従業員数					
従業員数のうち我が国に居住する者の数					
従業員総数に係る年間給与支給総額					

5　資金計画

（単位：百万円）

調達方法／費用	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額					

注　「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には、出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

省　令

○厚生労働省令第百三十号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の九中(145)を(146)とし、(123)から(144)までを(124)から(145)までとし、(122)の次に次のように加える。

(123)　三―ブロモ―一―（三―クロロピリジン―二―イル）―N―[四―シアノ―二―メチル―六―（メチルカルバモイル）フエニル]―一H―ピラゾール―五―カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十六号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百三十九号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第十五項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十七条の二第一項、第五十七条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の五第六項、第八十六条の八第二項及び第九十三条の三、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十二条並びに津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第九十七条の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二の項中「の内容」を削り、同表二十四の項中「敷地面積求積図」を

敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

に改め、同表六十三の項中「第百三十七条の二第一号イ若しくはロ又は第二号」を「第百三十七条の二第一号、第二号、第三号イ若しくはロ又は第四号」に改め、「の内容」を削り、「自動車車庫等の用途に供しない」を「自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の」に、「自動車車庫等の用途に供する部分」を「自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分」に改める。

各階平面図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分の位置
床面積求積図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式